

# 体育系サークル共用施設使用の手引

最終決裁者名：理事（教育担当）

（担当部署）

	旦野原キャンパス	挾間キャンパス
部署	学生支援部学生支援課	医学・病院事務部学務課
電話	097-554-7452	097-586-5510
Email	seiksien@oita-u.ac.jp	gakusomu@oita-u.ac.jp

平成28年9月改訂

## 1. 趣旨

この手引は、大分大学体育系サークル共用施設使用規程第5条の規定に基づき、本学体育系サークル共用施設（以下「共用施設」という。）の使用に関して必要な事項を定めています。

また、この手引に定めるもののほか、使用に関して必要な事項は、理事（教育担当）（以下「理事」という。）が別に定めます。

## 2. 使用できる施設、使用時間及び休業日等は次のとおりです。

区 分	旦野原キャンパス	挾間キャンパス
施設名	共用室，会議室，器具庫， シャワー室，ロッカー室	体育系サークル共用室， 体育系サークル器具室，印刷室
使用時間	9時30分から21時	9時30分から19時
休業日	① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③ 理事が特に必要と認めた日	
事務取扱	学生支援課	学務課
鍵の貸出 及び返却	使用の都度，事務取扱窓口で鍵を受け取り，使用後は速やかに返却してください。ただし，17時以降は下記へ返却してください。	
	守衛所	附属病院の時間外受付

## 3. 使用手続等は次のとおりです。

共用施設を使用する場合は、所定の使用願を提出し、下記に示す日程により理事の許可を得てください。ただし、許可に当たり、提出された使用願について使用日時を変更するなどの調整を行うことがあります。

旦野原キャンパス	挾間キャンパス
(下記以外) 使用する日の1ヶ月前まで	(2日以内の不定期使用) 使用する日の3日前まで
(ロッカーの長期使用) 毎年2月末日まで	(3日以上 of 定期的使用) 毎年5月15日まで

## 4. 使用の変更及び取消等について次のとおりです。

- ① 使用責任者は、使用願の内容を変更する場合は、事前に理事の許可を得てください。
- ② 使用責任者は、使用を中止する場合は、速やかに理事に届け出てください。
- ③ 以下の場合、使用の許可を取り消すことがあります。
  - (1) 本学の行事等のため、共用施設を使用する必要性が生じたとき
  - (2) 使用願に虚偽の記載があったとき
  - (3) この手引に違反して使用したとき
  - (4) その他使用することが適当でないと認められるとき

5. 損害賠償については次のとおりです。

使用者の故意又は過失により、施設・設備及び備品等を破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければなりません。

# 体 育・共 用 施 設 一 時 使 用 願

平成 年 月 日

大分大学理事（教育担当） 殿

所属・学部（学籍番号） \_\_\_\_\_

申請者（氏 名） \_\_\_\_\_

連絡先（T E L） \_\_\_\_\_

大分大学且野原地区体育施設使用規程及び体育施設使用心得を遵守しますので、下記使用について許可願います。

## 記

使用日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 平成 年 月 日 ( ) 時 分まで
使用施設 (○)で囲むこと	1) 第1体育館【北・南】 2) 第2体育館 3) 第3体育館 4) 武道場 5) 剣道場 6) 弓道場 7) 体育研修施設(卓球場) 8) 陸上競技場 9) ラグビー場 10) 野球場 11) ハンドボールコート 12) 水泳プール 13) テニスコート【上(硬式) A・B・C・D・E・F, 下(軟式)】 14) 体育課外活動共用施設(トレーニング室・会議室・ロッカー室)
使用目的	1) 授業 2) 研究 3) 学校行事 4) 課外活動 5) 体育活動 6) その他(具体的にスポーツ種目等 )
使用団体	
使用人員	・本学学生 [男] 人 [女] 人 ・教職員 人 ・その他( ) 人 [計 人]
使用責任者	学部( ) 学部・学籍番号( ) その他( ) 氏名( ) 連絡先(TEL - - )
備考	

- 注意事項**
- 1 体育系サークルの場合は、体育会を経由し体育会印を押印のこと。
  - 2 使用時に行事が重なる際は、開催届・実施要項等の書類を提出すること。
  - 3 屋内施設の場合は、鍵の借用や返却があるため使用責任者は、責任を持って鍵の管理をし、使用終了時には、施錠・消灯等確認を行うこと。体育施設付近には駐車しないこと。※各施設については、使用後には清掃及びグラウンド整備をすること。  
※鍵の最終返却時間は21時15分とする。(ただし、時間外使用の場合は除く。)  
以上のことが守れない場合は、使用禁止することもあります。

# 体育・共用施設使用願( 年 月分)

平成 年 月 日

大分大学理事（教育担当） 殿

団 体 名 \_\_\_\_\_

顧 問 教 官 \_\_\_\_\_

主 将 \_\_\_\_\_

課外活動のため、大分大学且野原地区体育施設使用規程及び体育施設使用心得を遵守しますので、下記使用について許可願います。

## 記

使 用 施 設 (○)で囲むこと	1) 第1体育館【北・南】 2) 第2体育館 3) 第3体育館 4) 武道場 5) 剣道場 6) 弓道場 7) 体育研修施設(卓球場) 8) 陸上競技場 9) ラグビー場 10) 野球場 11) ハンドボールコート 12) 水泳プール 13) テニスコート【上(硬式)A・B・C・D・E・F, 下(軟式)】 14) 体育課外活動共用施設(トレーニング室・会議室・ロッカー室)						
使 用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 平成 年 月 日 ( ) 時 分まで						
使 用 曜 日 (○)で囲むこと 時間帯を下に記入	日	月	火	水	木	金	土
	( ~ )	( ~ )	( ~ )	( ~ )	( ~ )	( ~ )	( ~ )
使 用 人 員	・本学学生 [男] 人 [女] 人 ・教職員 人 ・その他 ( ) 人 [計 人]						
備 考							

- 注意事項**
- 1 合宿等で使用日時および施設等を変更するときは、別途届け出て許可を受けること。
  - 2 使用期間中に行事が開催される場合は、開催届・実施要項等の書類を提出すること。
  - 3 使用月の8日前までに1ヶ月間の使用計画を調整し提出のこと。
  - 4 学外者の無断使用は認めない。
  - 5 本書類は、体育会を經由し体育会印を押印のこと。

## 体育施設一時使用許可願

平成 年 月 日

大分大学医学部長 殿

サークル名 : .....

申請者 : 所属.....学科.....年

氏名.....

学籍番号[ ..... ]

連絡用TEL.....

大分大学医学部体育施設及び体育施設使用心得を順守しますので、下記使用について許可願います。

記

使用日時	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分 から 平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分 まで
使用施設	体育館 ・ 野球場 ・ 陸上競技場 (サッカー場) その他 ( ) ○をつけてください
使用目的	
備 考	

- 注意事項 1) 屋内施設の場合 : 鍵の借用・返却のため責任をもって鍵の管理を行い  
使用終了時には、施錠・消灯などの確認を行うこと。  
2) 私物は持ち帰ること。  
3) 各施設については、清掃・グラウンド整備をすること。

以上が守れない場合は、使用禁止することもあります。

## 大分大学体育系サークル共用施設使用規程

平成16年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則第65条第2項の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）の体育系サークル共用施設（以下「共用施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 共用施設は、本学の学生及び学生団体の体育に関する課外活動に寄与することを目的とする。

### (管理運営)

第3条 共用施設の管理運営責任者は、学長が指名する理事（以下「理事」という。）とする。

### (事務)

第4条 共用施設に関する事務は、学生支援部学生支援課において処理する。

### (雑則)

第5条 共用施設に関し必要な事項は、理事が別に定める。

### 附 則（平成16年規程第99号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年規程第57号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則（平成24年規程第90号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

### 附 則（平成25年規程第46号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

---

(履歴)

平成 2 1 年 4 月 1 日作成

平成 2 8 年 9 月 1 日改訂